

各 位

平成 24 年 12 月 20 日

南日本銀行

中小企業金融円滑化法期限到来後の対応について

【住宅ローン等をご利用の個人のお客さまへ】

株式会社南日本銀行（頭取 森 俊英）は、地域に密着し、地域の発展に役立つ存在感のある銀行を目指して、積極的に金融仲介機能を発揮し、返済方法の見直しなどの対応を行っております。

これらの取り組みは、中小企業金融円滑化法の施行以前から、継続実施しているものであり、同法の期限到来後においても対応方針に変更はございません。同法施行時に定めた「金融円滑化についての基本方針」についても、引き続き遵守して参ります。

つきましては、返済方法の変更等に関するご相談・ご要望等がございましたら、これまで同様、お近くのなんぎん本支店の窓口へ、お気軽にお申し付けください。

以 上

本件に関するお問い合わせ先
南日本銀行 住宅ローン相談窓口
フリーダイヤル：0120-131-373